

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年4月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
--------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800357号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900003号

第1 結論

請求者のA社における平成2年8月1日から平成4年8月15日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年8月から平成4年7月までの標準報酬月額については、8万円から53万円とする。

平成2年8月から平成4年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年8月1日から平成4年8月15日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が低く記録されている。当時の部下が年金記録の訂正請求を申し入れ、認められたということなので、自身についても調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録によると、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年8月15日)より後の平成4年9月7日付けで、平成2年8月1日に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本により確認できる取締役の一人も、請求者同様、平成4年9月7日付けで、平成2年8月1日に遡って標準報酬月額が減額処理されていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間当時、A社には社会保険料の未納があった旨陳述しており、複数の同僚及び同社の破産管財人も、同社には社会保険料の未納があったと回答している。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、請求者は同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、上記閉鎖登記簿謄本によると、A社は平成4年8月*日に破産宣告されており、当該減額処理は破産宣告後に行われていることが確認できるところ、請求者は、当該処理

が行われた日において、厚生年金保険に係る事務について権限を有しておらず、また、同社の破産管財人は、破産宣告後は自身が代表者印を預かっていた旨陳述していることから、請求者が当該事務の執行に当たっていたとは認められない。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年9月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実
に即したものととは考え難く、請求者について平成2年8月1日に遡って標準報酬月額
の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800358号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900004号

第1 結論

請求者のA社における平成12年1月1日から平成13年1月22日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年1月から同年7月までの標準報酬月額については、9万2,000円から36万円、同年8月及び同年9月の標準報酬月額については、9万2,000円から32万円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額については、9万8,000円から32万円とする。

平成12年1月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年1月1日から平成13年1月22日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成12年1月から同年7月までは36万円、同年8月から同年12月までは32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成13年1月22日より後の同年1月25日付けで、平成12年8月の随時改定の記録が取消され、同年1月1日に遡って、同年1月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から同年12月までは9万8,000円に減額訂正されている上、請求者のほかに事業主についても、平成13年1月25日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主は、請求期間当時の届出等について不明と回答しているものの、年金事務所から提出されたA社に係る平成12年度滞納処分票及び複数の同僚の回答から、平成13年1月当時、同社において厚生年金保険料等の滞納があったことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年1月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、請求者について平成12年1月1日に遡って標準報酬月額の減

額訂正を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た上記減額処理前の厚生年金保険の記録から、平成 12 年 1 月から同年 7 月までは 36 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 32 万円とすることが必要である。